

令和3年度 国民健康保険特別会計の決算状況

令和4年10月の文教福祉委員会にて認定されましたので、その状況についてお知らせします。

国民健康保険事業の決算

令和3年度の歳入総額は170億3,125万円、歳出総額は163億4,091万円、歳入と歳出の差し引きの収支は6億9,034万円の決算となり、2年連続の黒字決算となりました。平成30年度より行ってまいりました「適正課税による税収確保」や「歳出抑制のための医療費適正化」の取り組みによるものと考えます。

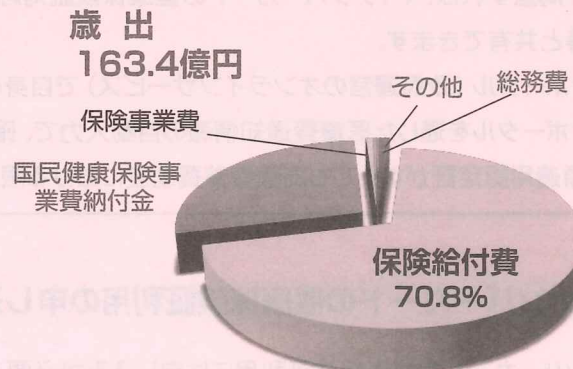
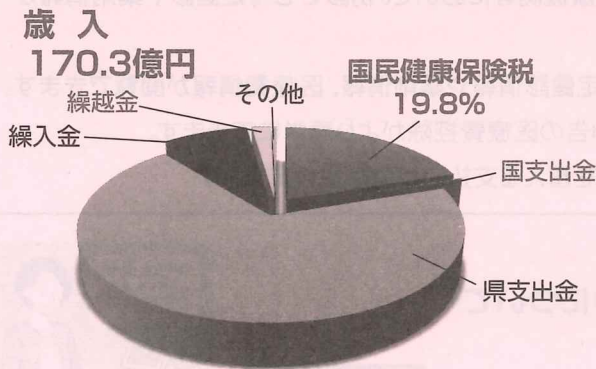
今後も引き続き、健全な財政の維持、運営に努めてまいります。

(単位：億円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険税	34.3	34.2	33.7
国支出金	0	0.1	0.1
県支出金	121.5	117.8	117.9
繰入金	14.9	14.9	14.7
繰越金	0	0	3.2
その他	0.7	0.7	0.7
歳入合計	171.4	167.7	170.3

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総務費	2.0	1.9	1.9
保険給付費	118.4	115.2	115.6
国民健康保険事業費納付金	45.7	45.6	44.4
共同事業拠出金	0	0	0
保健事業費	1.4	1.1	1.3
繰上充用金	4.2	0.5	0
その他	0.2	0.2	0.2
歳出合計	171.9	164.5	163.4

歳入－歳出(収支)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	▲0.5	3.2	6.9



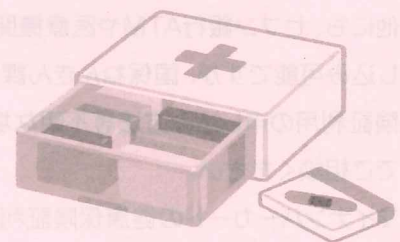
決算状況のグラフのとおり、歳入では自主財源である国民健康保険税の占める割合が19.8%に対し、保険給付費（医療費などに対する給付）は歳出の70.8%を占めています。

市では、さまざまな医療費の適正化事業に取り組んでいますが、市民の皆さんの「健康づくり」へのご理解とご協力が医療費の増大を抑えることに最も効果があります。

だれもが安心して医療を受けられるように、今後ともご協力をお願いします。

医療費適正化に向けて ～被保険者の皆さんへお願い～

- 病気の早期発見・早期治療のため、特定健診等を毎年必ず受診しましょう。
- 医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。
- 飲み切れなかったお薬（残薬）などがある場合は、医療機関や調剤薬局へご相談ください。別々の病院で同じ薬を貰ったりすると、逆に薬の副作用などで体に悪影響を及ぼす事もあります。



医療費通知の内容を確認しましょう

国保加入世帯には、年4回（5月、8月、11月、2月）、3ヶ月分の治療等にかかった医療費をお知らせする「医療費通知」をお送りしております。（世帯主に世帯全員分をお知らせしております。）
医療費通知は自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費についての関心と健康管理に対する理解を深めていただくためのお知らせです。

《医療費控除について》

医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できますが、11・12月診療分の医療費通知は、翌年5月上旬に発送するため、確定申告に間に合いません。領収書は、捨てずに保管しておいて下さい。

☆オンラインで医療費控除が簡単に！

確定申告の際、医療費控除の手続きでマイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

*医療給付係（7-③番窓口） ☎33-4113

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！《利用申し込み受付中》

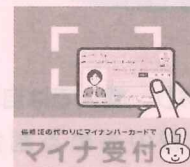
マイナンバーカードの健康保険証利用で、いつもの通院や、下記の場面でとても便利になります。

- 医療機関や薬局での受付が、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけとなり、大変スムーズになります。
- 本人が同意すれば、マイナンバーカードの健康保険証対応の医療機関等において、初診でも特定健診や薬剤情報が医師等と共有できます。
- マイナポータル（政府運営のオンラインサービス）で自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費情報が閲覧できます。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単にできます。
- 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。等

★マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みについて

マイナンバーカードの健康保険証利用には申し込みが必要で、マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンから、マイナポータルで申し込みができます。
他にも、セブン銀行ATMや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで申し込み可能ですが、国保ねんきん課窓口にも専用端末を備えていますので、保険証利用の申し込み方法等不明な場合は、国保ねんきん課保険税係までご相談ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局にはステッカーやポスターが提示されています。また、厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。



ステッカー



ポスター

厚生労働省ホームページ



マイナンバー保険証が使える医療機関一覧等

マイナンバーカードの保険証申し込みはこちら



（マイナポータル）

*保険税係（7-④番窓口） ☎33-4113